

ご活用のポイント

かし保証をスムーズにご活用いただくためのポイントをまとめました。

ポイント①かし保証は検査適合以外も条件がある

特にポイントとなるのが、「新耐震基準を充足している建物であり、その証明書類が提出できること」

【提出いただく書類】

建築確認年月日が昭和56年6月1日以降であることが確認できる書類
 ⇒台帳記載事項証明・建築概要書※・建築確認申請書、など

※建築概要書は建物状況調査における耐震性の書類には含まれないのでご注意ください

登記簿謄本は記載されているのが建物完成年月日だけのため原則としては不可

<注意 1 >地域によっては役所が上記書類を発行できないことがあります
 (現行制度では所有者が建築当時の書類を保管していない限り、かし保険の利用は不可能)

<注意 2 >増築している物件の場合、その増築により耐震性が損なわれていないことの証明書類が必要になります (10㎡未満の増築含む)

ポイント②既存住宅かし保証を利用する前に確認すること

【戸建】

かし保証を利用するための検査では、床下・小屋裏の点検口が必須となります。(建物状況調査のみでしたら必要ありません。)

【マンション】

共用部分の検査を実施しますので、事前に管理組合・管理会社へ検査のご承諾を得ておいてください。

(以下の条件で一部の検査を省略します)

- ◆コンクリート圧縮強度の検査は、建築確認の日付が平成11年5月1日以降のマンションは、検査を省略します。(耐震性の書類による確認が必要です)
- ◆マンション屋上の防水検査は、長期修繕計画表および過去の修繕履歴をご提出いただけるマンションは、検査を省略します。

ポイント③かし保証を利用するときには、引渡し時期に余裕をもって

一回で検査が適合した場合でも約1か月、補修工事がはいる場合には2か月以上かかるケースもあります

契約書に記載する引渡し期日は余裕をもって設定ください。(特に検査をまだ実施していない場合)

